

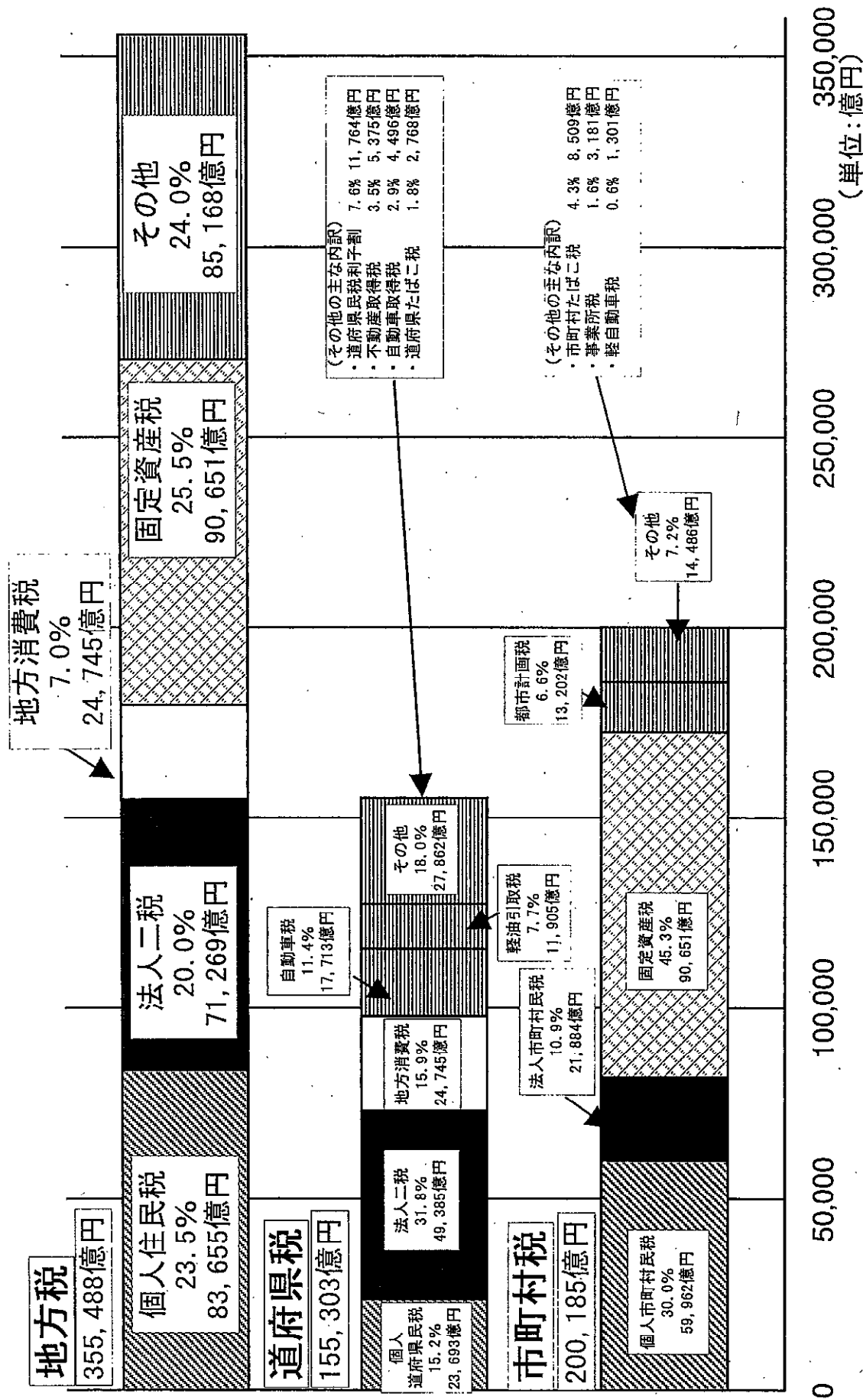
〔平15.11.14〕  
〔総 3 - 6〕

# 地方分権と税制

# 目 次

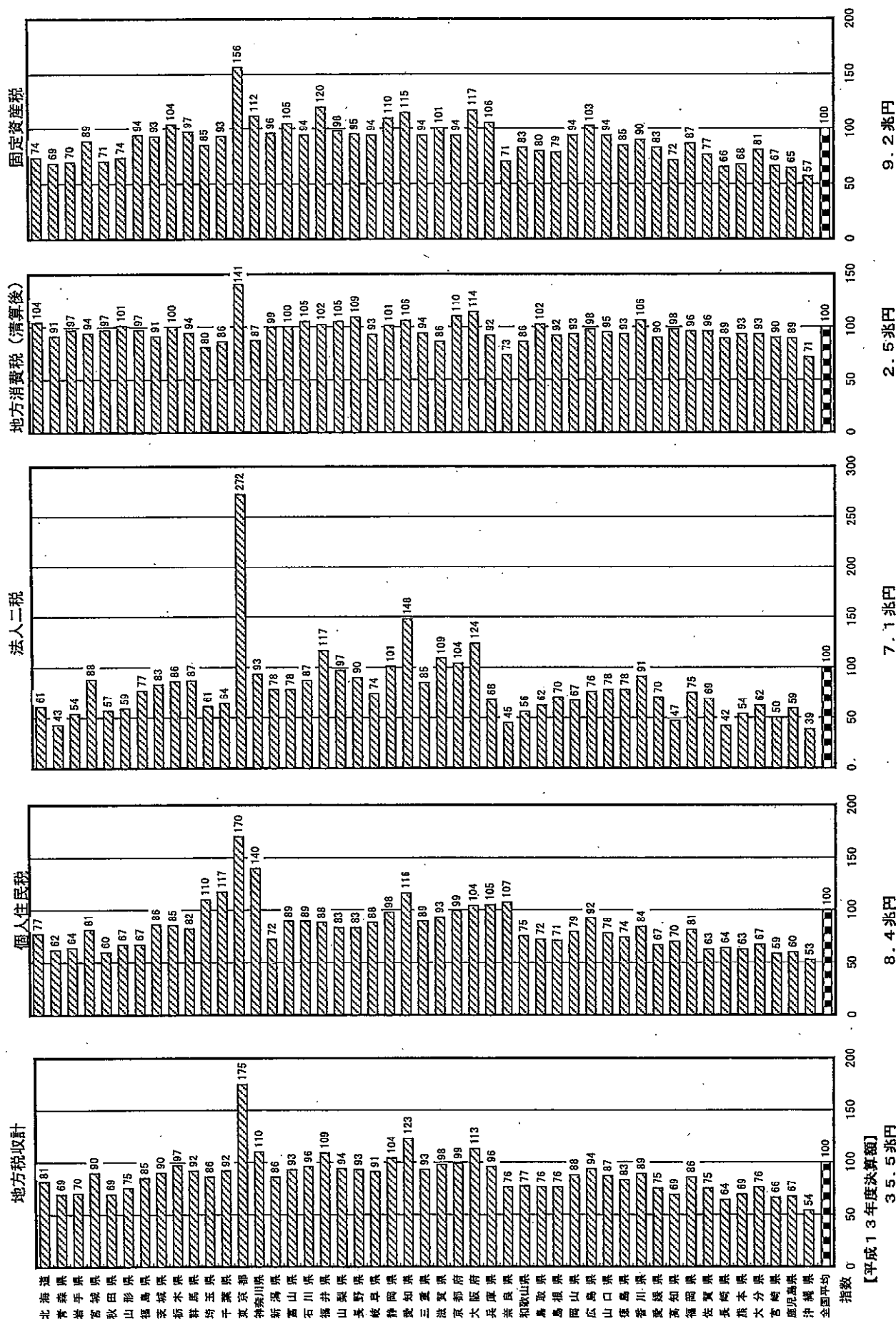
|    |                                                 |    |
|----|-------------------------------------------------|----|
| 1  | 地方税の税収内訳（平成13年度決算額）                             | 1  |
| 2  | 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税<br>の人口1人当たり税収額の指数 | 2  |
| 3  | 国と地方の役割分担（平成13年度決算）                             | 3  |
| 4  | 国・地方の財源配分（平成13年度）                               | 4  |
| 5  | 国と地方に関する「三位一体の改革」                               | 5  |
| 6  | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）                      | 6  |
| 7  | 課税自主権について                                       | 7  |
| 8  | 課税自主権に係る改正経緯等                                   | 8  |
| 9  | 法定外普通税、法定外目的税について                               | 10 |
| 10 | 法定外税の状況                                         | 11 |
| 11 | 超過課税の実施状況（平成14年4月1日現在）                          | 12 |
| 12 | 地方税の税率一覧                                        | 13 |
| 13 | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）                      | 15 |
| 14 | 「少子・高齢社会における税制のあり方」（抄）                          | 18 |

# 地方税の税収内訳（平成13年度決算額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。  
 3 地方税の法人二税は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計である。  
 4 道府県税の法人二税は、法人道府県民税及び法人事業税の合計である。

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の指数(全国平均を100とした場合、平成13年度)



【平成13年度決算額】

35.5兆円

8.4兆円

7.1兆円

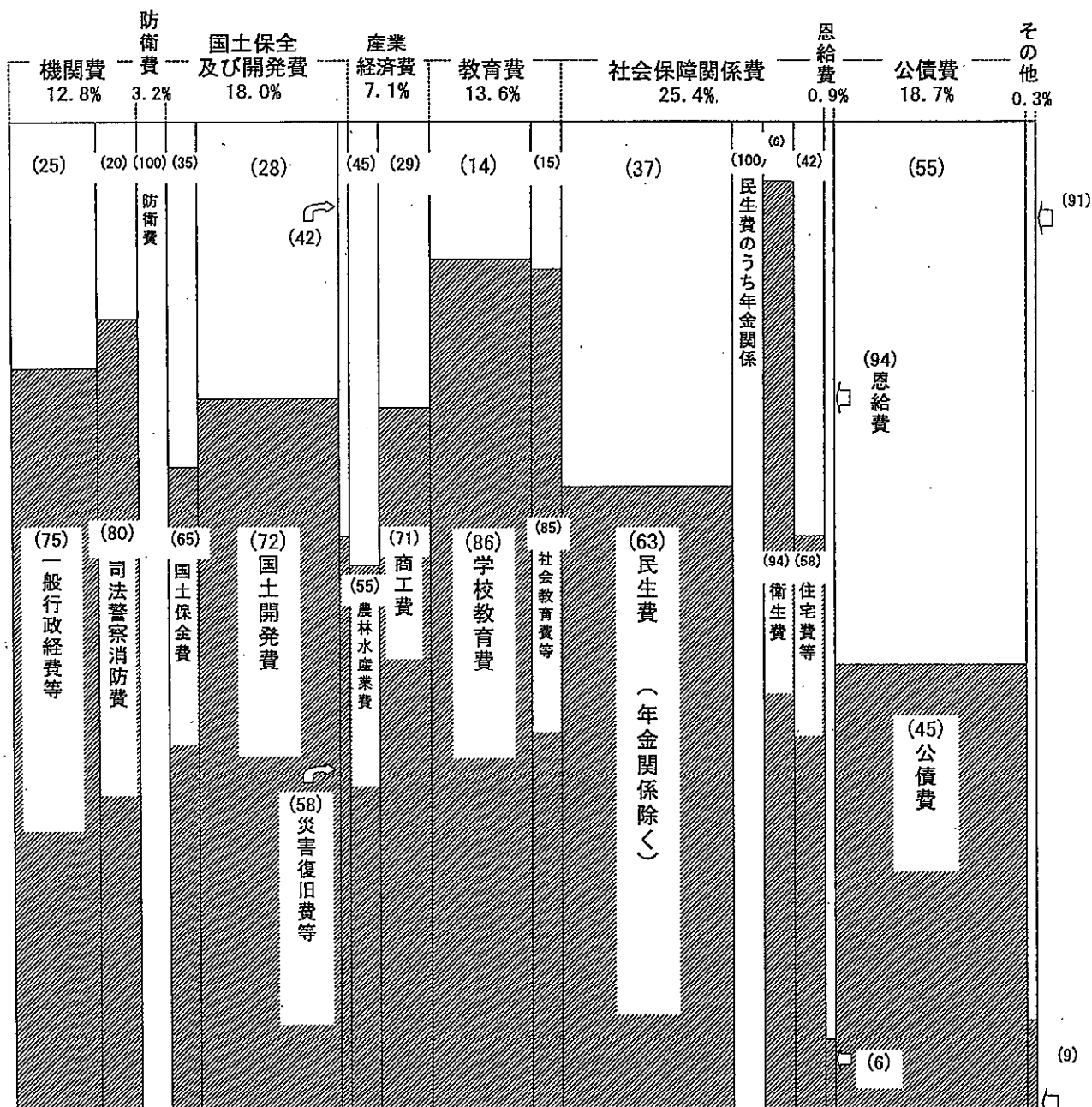
2.5兆円

9.2兆円

(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。  
 (注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。  
 (注3) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

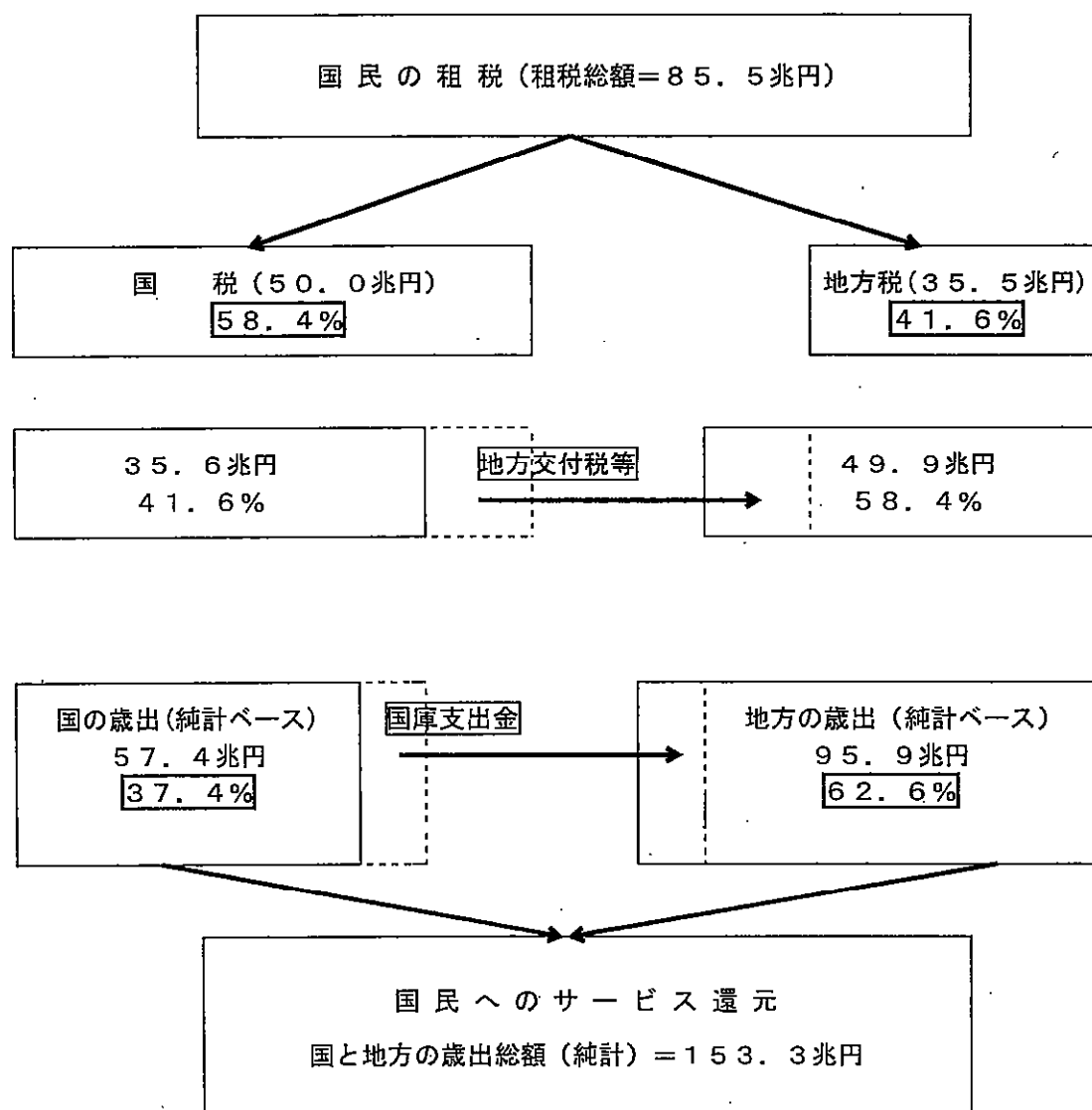
# ○ 国と地方の役割分担（平成13年度決算） ＜歳出決算・最終支出ベース＞

国（37.4%）  
 地方（62.6%）



（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

## 国・地方の財源配分（平成13年度）



※国民へのサービス還元（153.3兆円）と国民の租税（85.5兆円）との差は、国債・地方債の発行等により賄われている。

## 地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成13年度決算額）

（単位：兆円）

| 地 方 税           | 地方譲与税<br>地方特例交付金<br>地方交付税 | 国庫支出金           | 地方債             | その他             |
|-----------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 35.5<br>(36.5%) | 21.9<br>(22.5%)           | 14.6<br>(14.9%) | 11.8<br>(12.1%) | 13.6<br>(14.0%) |
| 地方歳出 97.4兆円     |                           |                 |                 |                 |

※地方歳出97.4兆円と上の表の地方の歳出（純計ベース）95.9兆円との差は、国直轄事業負担金である。

## 国と地方に関する「三位一体の改革」

- 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、
- 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
  - 地方が自由に使える財源を増やす
  - 地方が自立できるようにする

### 改革の理念、理想の姿

地域のニーズに応える地方主導の行政システム

- ・行政面 --- ○ 国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大  
○ 地方自治体が自らの創意工夫と責任で行政サービスを選択
- ・財政面 --- ○ 地方自治体が自由に使える一般財源の割合を引上げ  
○ 地方税を充実するとともに、地方交付税への依存を引下げ  
不交付団体の人口の割合を大幅に高める  
○ 歳出の縮減・合理化等により「効率的で小さな政府」を実現  
地方の財源不足の解消を目指す

### 画一的行政の弊害

地方の個性の希薄化  
中央依存体質  
無駄な支出

以下を三位一体で推進

### 従来のシステム

国による一律的行政

- ・行政面 --- ○ 法令等による基準設定
- ・財政面 --- ○ 国からの補助金、交付税に依存した財政運営

### 補助金改革

- 「改革と展望」の期間中(18年度まで)に概ね4兆円程度を用途に廃止・縮減等の改革
  - ・重点11項目について、抜本的に見直し、改革の方向性、改革工程等を決定
- 事務事業・補助金の在り方を抜本的に見直し
  - ・地方の権限と責任を大幅に拡大
  - ・国・地方を通じた行政のスリム化を実現

### 交付税改革

- 「改革と展望」の期間中に地方の自立に向け、交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小。  
交付税への依存体質から脱却を目指す
- 地方歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制
  - ・投資的経費を平成2～3年度水準を目安に抑制
  - ・地方公務員を4万人以上純減、等
- 不交付団体の人口の割合を大幅に高める
- 財政力格差を調整する必要性の高まりに適切に対応

### 税源移譲を含む税源配分の見直し

- 「改革と展望」の期間中に、補助金改革に対応して税源移譲
- 税源移譲は基幹税の充実を基本に行う
- 移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその必要の全額を移譲
- 課税自主権を拡大
- 三位一体の取組みにより、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する観点に立って、地方への税源配分を高める

☆15年度予算における三位一体改革の取組み(芽出し)の上に立って、来年度、さらにそれ以降の改革を推進

# 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(抄)

(平成 15 年 6 月 27 日 閣議決定)

## 第 2 部. 構造改革への具体的な取組

### 6. 「国と地方」の改革

#### (2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

##### ①国庫補助負担金の改革

(略) 国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

##### ③税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ 8 割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18 年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15 年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配意し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

# 課税自主権について

## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるが、これを法定外税という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

これ以降、地方団体においては法定外税の新設や検討などその活用に向けた動きが活発化している。

### <法定外税の同意要件>

次のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

## 2 超過課税

法定税（一部の税目を除く）については、地方税法において「通常よるべき税率」として標準税率が定められているが、条例により、この標準税率を超える税率を設定することを超過課税という。

（なお、標準税率が定められている税目のうち、法人関係税を中心とする一部の税目については、制限税率が定められており、この制限税率を上回って超過課税を行うことはできないものとされている。）

### （参考）制限税率の例

| 税 目       | 制限税率               |
|-----------|--------------------|
| 個人住民税所得割  | なし                 |
| 法人住民税法人税割 | 標準税率の1.2倍          |
| 法人事業税     | 標準税率の1.2倍（H16年度から） |
| 固定資産税     | 標準税率の1.5倍          |

## 課税自主権に係る改正経緯等

- 「昭和50年度の税制改正に関する答申」（昭和49年12月 税制調査会）
- ・租税体系の秩序維持及び法人の総合的な税負担の適正化を図る見地から、法人事業税に新たに制限税率を法定する等適切な措置を講ずべき。

⇒昭和50年度改正

- ・事業税（個人・法人）について制限税率（標準税率の1.1倍）を創設。

○昭和51年度改正

- ・自動車税・軽自動車税について制限税率（標準税率の1.2倍）を創設。

- 「昭和52年度の税制改正に関する答申」（昭和52年1月 税制調査会）
- ・娯楽施設利用税の適正な負担水準の確保を図る見地から、利用料金課税及び定額課税に係る税率について制限税率を法定することが適当。

⇒昭和52年度改正

- ・娯楽施設利用税（平成元年度からゴルフ場利用税）について制限税率（標準税率の1.5倍）を創設。

- 「地方分権推進委員会第2次勧告」（平成9年7月 地方分権推進委員会）  
（※「地方分権推進計画」（平成10年5月 閣議決定）も同様）
- ・法定外普通税の許可制度は廃止。法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議（同意を要する）。税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減。
  - ・法定外目的税を創設。
  - ・標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等は廃止。
  - ・制限税率は、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止。

- 「平成10年度の税制改正に関する答申」（平成9年12月 税制調査会）
- ・法定外普通税の許可制度を廃止して、国との同意を必要とする事前協議制に改め、新たに法定外目的税を創設するとともに、個人の市町村民税の制限税率や固定資産税等において標準税率を超える税率で課税する場合の国の関与を廃止するなど所要の措置を講じることが適当。

⇒平成10年度改正

- ・ 個人市町村民税（所得割、均等割）について制限税率を廃止。
- ・ 道府県が、標準税率と異なる税率で、個人道府県民税（所得割）、不動産取得税、大規模償却資産に対する固定資産税を課する場合の自治大臣への事前届出を廃止。
- ・ 市町村が、1.7%を超える税率で固定資産税を課する場合であって一の納税義務者に係る課税標準の額が総額の3分の2を超える場合の自治大臣への事前届出及び自治大臣の税率の指示を廃止。（これらに代えて、当該納税義務者の議会への意見申出制度を創設。）

⇒地方分権一括法による改正（平成12年度から施行）

- ・ 法定外普通税について、自治大臣の許可制度を廃止し、国との同意を要する協議制とする。また、税源の存在及び財政需要の存在を協議事項から除外。
- ・ 法定外目的税を創設（新設等の手続については、法定外普通税と同様）。

○法定外税の同意に係る処理基準（通知）の改正（平成14年5月）

- ・ 第3号要件の「国の経済施策」には、財政施策・租税施策が含まれうるものであることを明記するなど処理基準を明確化。

○平成15年度改正（平成16年度から施行）

- ・ 事業税（法人）について、制限税率を標準税率の1.2倍へ引き上げ。

「少子・高齢社会における税制のあり方」（平成15年6月 税制調査会）

- ・ 主要な税源は国・地方の法定税目とされていることなどから、現行の枠組みでの課税自主権の活用による地方税源の充実には限界。
- ・ 課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり、これを更に活用しやすくなるよう検討を進める必要。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月 閣議決定）

- ・ 地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

○法定外税の同意に係る処理基準（通知）の改正（平成15年11月）

- ・ 特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である旨を留意事項に追加。

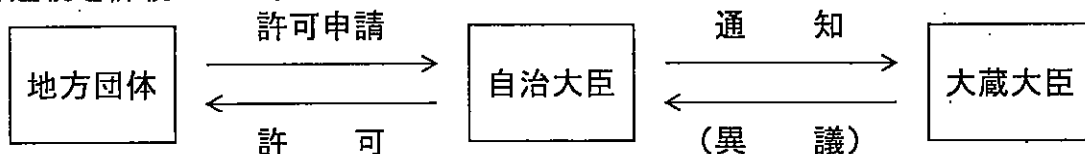
# 法定外普通税、法定外目的税について

地方分権一括法による地方税法改正（平成12年4月1日施行）

## 改 正 前

### 法定外普通税

地方税法で定められた住民税、事業税、固定資産税等の各税目以外に条例で普通税を課税できる。



### 【許可の要件】

自治大臣は、

- ① 法定外普通税について当該地方公共団体にその税収入を確保できる税源があること
- ② その税収入を必要とする当該地方公共団体の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、以下に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。
  - ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
  - ② 地方団体における物の流通に重大な障害を与えること。
  - ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。



## 改 正 後

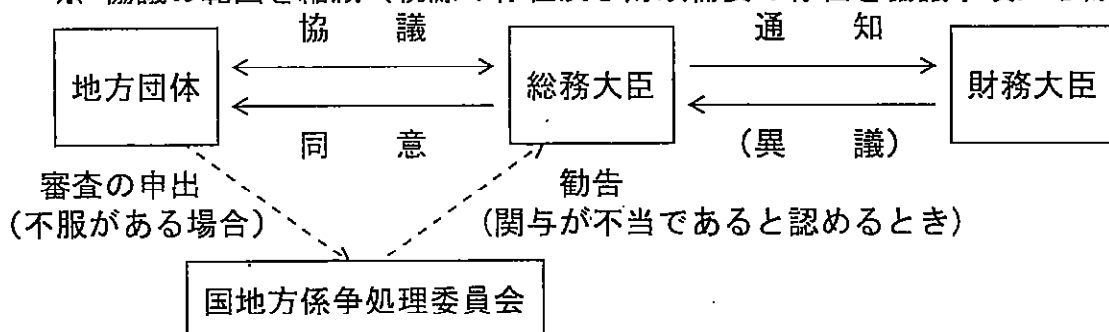
### 法定外目的税の創設

住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにつながる。

### 法定外税に係る国の関与の見直し

自治大臣の許可制度を廃止し、国と同意を要する協議を行う。

※ 協議の範囲を縮減（税源の存在及び財政需要の存在を協議事項から除外）



### 【同意の原則】

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないこと。
- ② 地方団体における物の流通に重大な障害を与えないこと。
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当であること。

# 法定外税の状況

(平成15年11月現在)

平成13年度決算額 288億円 (地方税収に占める割合 0.08%)

## 1 法定外普通税

(平成13年度決算額)

### [都道府県]

|           |                                                      |       |
|-----------|------------------------------------------------------|-------|
| 核燃料税      | 北海道、宮城県、福島県、新潟県、石川県、<br>福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、<br>鹿児島県 | 139億円 |
| 核燃料物質等取扱税 | 青森県                                                  | 124億円 |
| 核燃料等取扱税   | 茨城県                                                  | 9億円   |
| 臨時特例企業税※  | 神奈川県                                                 |       |
| 石油価格調整税   | 沖縄県                                                  | 9億円   |
| 計         | 15団体                                                 | 282億円 |

### [市町村]

|            |                        |     |
|------------|------------------------|-----|
| 砂利採取税等     | 山北町、中井町(神奈川県)、城陽市(京都府) | 0億円 |
| 別荘等所有税     | 熱海市(静岡県)               | 5億円 |
| 歴史と文化の環境税※ | 太宰府市(福岡県)              |     |
| 使用済核燃料税※   | 川内市(鹿児島県)              |     |
| 計          | 6団体                    | 6億円 |

[合 計] 21団体 288億円

## 2 法定外目的税

### [都道府県]

|          |                                                     |  |
|----------|-----------------------------------------------------|--|
| 産業廃棄物税等※ | 青森県、岩手県、秋田県、新潟県、三重県、<br>滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、<br>山口県 |  |
| 宿泊税※     | 東京都                                                 |  |
| 乗鞍環境保全税※ | 岐阜県                                                 |  |
| 計        | 13団体                                                |  |

### [市町村]

|           |                    |     |
|-----------|--------------------|-----|
| 使用済核燃料税※  | 柏崎市(新潟県)           |     |
| 遊漁税       | 河口湖町、勝山村、足和田村(山梨県) | 0億円 |
| 一般廃棄物埋立税※ | 多治見市(岐阜県)          |     |
| 環境未来税※    | 北九州市(福岡県)          |     |
| 計         | 6団体                | 0億円 |

[合 計] 19団体

※施行時期の関係で税収が計上されるのは平成14年度以降となるもの。

## 超過課税の実施状況（平成14年4月1日現在）

|            |         | ＜平成13年度決算額＞        |           |
|------------|---------|--------------------|-----------|
|            |         | （超過課税分）            | （総額）      |
| ○ 都道府県     |         |                    |           |
| 道府県民税法人均等割 | 1 団体    | 11億円<br>(0.8%)     | 1,338億円   |
| 法人税割       | 46団体    | 927億円<br>(13.2%)   | 7,029億円   |
| 法人事業税      | 7 団体    | 943億円<br>(2.3%)    | 41,018億円  |
| 計          | 54団体    | 1,881億円<br>(1.2%)  | 155,303億円 |
| ○ 市町村      |         |                    |           |
| 市町村民税個人均等割 | 18団体    | 0 億円<br>(0.02%)    | 1,171億円   |
| 法人均等割      | 574団体   | 141億円<br>(3.6%)    | 3,941億円   |
| 法人税割       | 1,428団体 | 2,270億円<br>(12.7%) | 17,943億円  |
| 固定資産税      | 276団体   | 415億円<br>(0.5%)    | 90,651億円  |
| 軽自動車税      | 29団体    | 5 億円<br>(0.4%)     | 1,302億円   |
| 鉱産税        | 52団体    | 0 億円<br>(0.9%)     | 15億円      |
| 入湯税        | 2 団体    | 0 億円<br>(0.1%)     | 241億円     |
| 計          | 2,379団体 | 2,830億円<br>(1.4%)  | 200,185億円 |
| ○ 合 計      | 2,433団体 | 4,712億円<br>(1.3%)  | 355,488億円 |

（参考）上記の他に、高知県において、平成15年4月1日から5年間の時限措置として、県民税均等割の超過課税を実施。

※1 決算額については、端数処理のため計が一致しない場合がある。

※2 超過課税分下段（ ）書は、総額に占める超過課税分の割合である。

※3 ＜平成13年度決算額＞（総額）における都道府県計、市町村計及び合計は、超過課税分を含む全税目の総額を各々計上している。

(道府県税)

(注) 平成16年度より、資本金1億円超の外形標準課税対象法人については、付加価値割0.48%、資本割0.2%、所得割3.8%~7.2%となる。

(市町村税)

| 税 目              | 税 率 の 種 類                                                                            | 制 限 税 率 の 有 無                           | 摘 要                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 市 町 村 民 税        | 標準税率 (3%、8%、10%)                                                                     | 無                                       | 平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。 |
| 個人 { 所得割<br>均等割  | 標準税率 $\begin{pmatrix} 2,000\text{円} \\ 2,500\text{円} \\ 3,000\text{円} \end{pmatrix}$ | 無                                       |                                      |
| 法人 { 法人税割<br>均等割 | 標準税率 (12.3%)<br>標準税率 (5万円～300万円)                                                     | 有 (創設時より) (14.7%)<br>有 (創設時より) (1.2倍)   | 1.7%を超える一定の場合は議会の手続が必要。              |
| 固 定 資 産 税        | 標準税率 (1.4%)                                                                          | 有 (昭和26年度より) (2.1%)                     |                                      |
| 軽 自 動 車 税        | 標準税率 (定額課税)                                                                          | 有 (昭和51年度より) (1.2倍)                     |                                      |
| 市町村たばこ税          | 一定税率<br>(1,000本につき 2,668円)<br>※平成15年7月1日以降の売渡し等分<br>1,000本につき 2,977円                 |                                         |                                      |
| 鉱 産 税            | 標準税率 (1%)<br>(200万円/月以下の場合 0.7%)                                                     | 有 (創設時より) (1.2%)<br>(200万円/月以下の場合 0.9%) | 平成15年度以降は新たな課税を停止。                   |
| 特別土地保有税          | 一定税率<br>(土地の所有 1.4%)<br>(土地の取得 3%)                                                   |                                         |                                      |
| 入 湯 税            | 標準税率 (1人1日 150円)                                                                     | 無                                       |                                      |
| 事 業 所 税          | 一定税率 資産割 600円/m <sup>2</sup><br>従業者割 0.25/100                                        |                                         |                                      |
| 都 市 計 画 税        | 制限税率 (0.3%)                                                                          | 有 (創設時より) (0.3%)                        |                                      |
| 水 利 地 益 税        | 任意税率                                                                                 | 無                                       |                                      |
| 共 同 施 設 税        | 任意税率                                                                                 | 無                                       |                                      |
| 宅 地 開 発 税        | 任意税率                                                                                 | 無                                       |                                      |

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

（平成15年6月27日 閣議決定）

## 第2部 構造改革への具体的な取組

### 6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

#### 【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

#### （1）三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

##### ① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

##### ② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き

上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

### ③効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約 17 兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

## （2）三位一体の改革の具体的な改革工程

### ①国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙 2 の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

### ②地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

- （i） 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

- ・ 国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
  - ・ 地方財政計画計上人員を4万人以上純減
  - ・ 投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
  - ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制
- (ii) 国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。
- (iii) 現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。
- (iv) 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

### ③税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配意し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組の上に立って、来年度予算の中で改革を着実に進める。

### (3) 市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

# 「少子・高齢社会における税制のあり方」(抄)

(平成 15 年 6 月 17 日 政府税制調査会)

## 第二 地方分権と税制

### 一 基本的考え方

地方税は、地域における行政サービスの経費を地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うことが基本である。このことから、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましい。一方、地方税の現状を見ると、国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約 63%であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約 42%であり、地方の歳出規模と地方税収入が乖離している。

そのような中、少子・高齢社会を迎えたわが国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。地方の自律性を高めるためには、市町村合併の推進や地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減などによる地方行財政の効率化が不可欠である。このことを前提に、地方公共団体が一層の情報開示を進め、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう地方税等の自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが必要である。

### 二 今後の対応の方向性

いわゆる三位一体の改革については、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税の財源保障機能のあり方を検討し、税源移譲を含め国と地方の税源配分のあり方について根本的に見直すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要がある。

また、地方分権一括法による課税自主権の拡大を契機として、法定外税や超過課税の活用の動きが活発化している。主要な税源は国・地方の法定税目とされていることなどから、現行の枠組みでの課税自主権の活用による地方税源の充実には限界がある。

課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり、これを更に活用しやすくなるよう検討を進める必要がある。課税自主権の活用に当たっては、公平・中立などの税の原則に照らし十分な検討が行われることが望ましく、住民と正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。